

令和8年2月19日
(メール送信)

各郡市歯科医師会会長 様
各郡市歯科医師会専務理事 様

熊本県歯科医師会

本当に算定しなくていいですか？

「ベースアップ評価料の早急な届出の必要性」について

平素より本会会務運営にご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

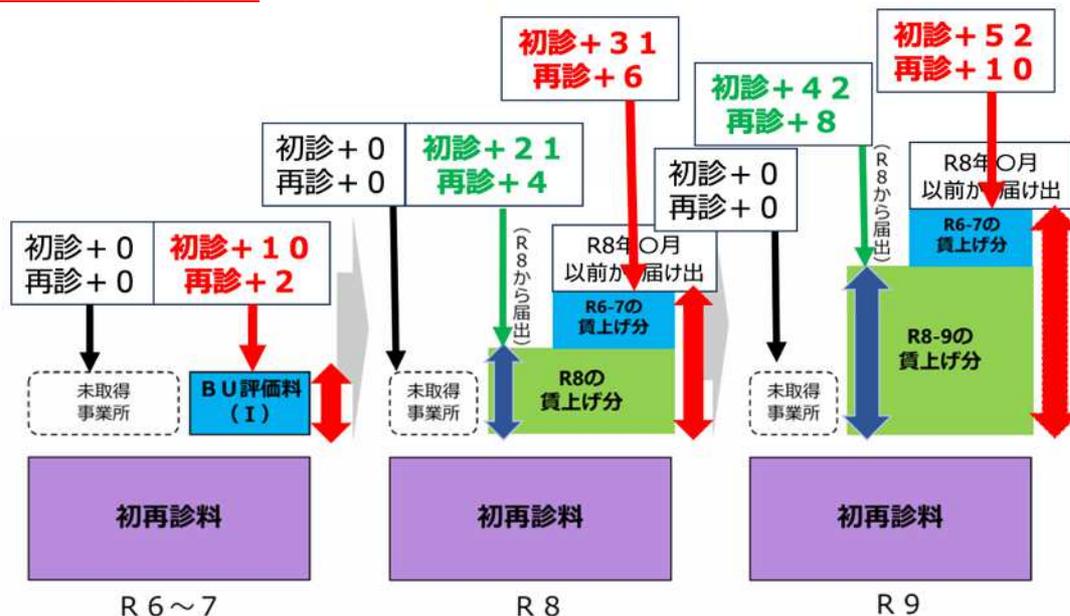
さて、厚生労働省より、令和7年度医療機関等における賃上げ・物価上昇支援事業（医療・介護等支援パッケージ）の概要が出されています。この事業のうち診療所等賃上げ支援事業の給付金に関して、ベースアップ評価料の施設基準届出を行った医療機関に対して支給されます。

給付金：有床診療所（歯科） 使用許可病床数 × 72,000円
無床診療所（歯科） 1施設 150,000円

対象医療機関：

- ① 令和8年3月1日時点でベースアップ評価料を届出ている施設
- ② 歯科医師である院長と医療に従事しない専ら事務作業を行う職員のための診療所
※（条件あり）令和8年6月1日時点で令和8年度診療報酬改定による見直し後のベースアップ評価料を届け出ることを誓約する施設

また、令和8年6月の診療報酬改定において大幅なベースアップ評価料の引き上げが予定されていますが、ベースアップ評価料の施設基準の届出を行った時期で6月以降算定できる点数に差が生じる設計になっています。この機会にベースアップ評価料の施設基準の届出を行っていない会員の先生は検討していただくと幸いです。検討されている場合は期限が迫っていますので早急に施設基準の提出をお願い致します。



※詳細に関しましては、県歯ホームページ（会員専用・ベースアップ評価料特設ページ）をご参照ください。また、特設ページを参照の上でご不明な点がございましたら、県歯社会保険委員会委員までお問い合わせください。